

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、C空港の貨物上屋内において発送作業立会い及び事務作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「急性大動脈解離」と診断され、加療した後、同年〇月〇日、同社を退職した。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日、A所在のE会社に雇用され、軽作業員として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、同病院に受診し「胸部大動脈瘤」と診断され、入院加療していたところ、一時外泊中の同年〇月〇日、自宅において意識を失い、F病院に緊急搬送されたが、同日、死亡した。死亡診断書によると、直接死因「胸部大動脈瘤破裂」、その原因「急性大動脈解離」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) G医師の平成○年○月○日付け死亡診断書によると、被災者の直接死因は「解離性胸部大動脈瘤」であり、その原因は「急性大動脈解離」であるとされている。
- (2) 被災者が死亡に至る経緯についてみると、被災者は、B会社に雇用されていた平成○年○月○日に、D病院にて「急性大動脈解離」と診断され、その後転職し、E会社に雇用されていた平成○年○月○日に、同病院にて「解離性胸部大動脈瘤」と診断され、手術を予定されるも、同瘤の破裂により死亡に至ったものである。
- (3) 当審査会においては、被災者の疾病発症及び死亡に至る経緯に鑑みて、まず、死亡の直接原因である「解離性胸部大動脈瘤」について、業務上の事由によるものであるか否かを判断し、次に、当該大動脈瘤の素因となった急性大動脈解離について、同じく業務上の事由によるものであるか否かを判断することとする。
- (4) なお、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(5) まず、被災者の死亡の直接原因となった「解離性胸部大動脈瘤」を発病した際のE会社における業務内容を見ると、本件疾病の発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇した事実はなく、また、発症前の短期間（発症前おおむね1週間）及びそれより前の長期間（発症前おおむね6か月間）についての労働時間数や業務内容を精査するも、決定書理由に説示するとおり、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労した事実は認められないものである。

(6) 次に、被災者が「急性大動脈解離」と診断された時期に勤務していたB会社における被災者の勤務状況については、請求人は、被災者が、月80時間を超える長時間の時間外労働を行っていた旨主張している。そこで、審査会においては、特に被災者の時間外労働時間数について、一件記録を精査した。すると、監督署長による時間外労働時間数の算定は、休憩時間の長さなど、被災者の時間外労働時間数を最大限において被災者有利に算定したものであることが確認できた。しかし、同算定による時間外労働時間数においても、被災者の発症前6か月間の時間外労働時間数は、平均で50時間前後であり、また、発病直前ないし発病前短期間において、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労した事実は認められない。

(7) 被災者が発病に至った業務以外の要因について検討すると、被災者は、B会社に入社するに当たって、雇入れ時の健康診断を受診した際、既に大動脈弓突出、心肥大などの所見が認められ、血圧などの精査治療が必要であると診断されている。また、これ以降、被災者は、健康状態の改善が認められない中、B会社において健康診断及び健康相談を継続して受けてはいたものの、喫煙習慣は継続され、また、昼夜かけもちで働いていることを理由に病院に行くことができない旨健康相談時に申し立てるなど、入社前から相当程度重篤な状態にあった高血圧などについて、自ら健康管理の改善を図った形跡も認められない。

なお、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、平成○年○月○日発症の急性大動脈解離と就労状況との因果関係はない旨述べている。

(8) 以上のように、被災者が発病した大動脈解離及び解離性胸部大動脈瘤について、それぞれ認定基準に基づいて検討してみたが、業務上起因性があると判断できるものではない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認めら

れず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。